令和７年６月５日

第３回羽島市議会定例会議案

目　　次

報第　４号　令和６年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について…… 3
報第　５号　令和６年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について…… 6
議第４３号　羽島市公平委員会委員の選任について…… 8
議第４４号　羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について…… 9
議第４５号　羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について…… １４
議第４６号　羽島市税条例の一部を改正する条例について…… ２０
議第４７号　羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について…… ３１
議第４８号　令和７年度羽島市一般会計補正予算（第３号）…… ３３
議第４９号　令和７年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）… ４０
議第５０号　令和７年度羽島市水道事業会計補正予算（第１号）…… ４５
議第５１号　動産の取得について…… ５４
議第５２号　市道路線の変更について…… ５５
議第５３号　市道路線の認定について…… ５９

報第４号

令和６年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１４６条第２項の規定により、令和６年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

令和6年度羽島市一般会計予算繰越明許費繰越計算書

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	交通安全施設整備事業	12,000,000	12,000,000	0	4,950,000	4,000,000	0	3,050,000
3 民生費	1 社会福祉費	住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金	36,029,000	36,029,000	0	36,029,000	0	0	0
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路新設改良事業	557,390,000	446,890,000	0	30,850,000	389,100,000	0	26,940,000
9 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業	44,124,000	44,124,000	0	15,164,000	28,900,000	0	60,000
	3 中学校費	中学校施設改修事業	227,771,000	227,771,000	0	78,243,000	149,500,000	0	28,000

（単位：円）

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
9 教育費	4 義務教育学校費	義務教育学校施設改修事業	51,811,000	51,811,000	0	17,439,000	34,300,000	0	72,000

報第５号

令和６年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第２６条第３項の規定により、令和６年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書を次のとおり報告する。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

令和６年度羽島市下水道事業会計予算繰越計算書

(単位：円)

款		項		事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
								国庫支出金	地方債	損益勘定留保資金			
1	資本的支出	1	建設改良費	下水道面整備工事	251,330,000	91,200,000	160,130,000	28,135,000	123,900,000	8,095,000	0	0	地元との調整に不測の日数を要したため
1	資本的支出	1	建設改良費	ストックマネジメント計画策定業務委託	39,190,000	11,000,000	28,190,000	12,500,000	0	15,690,000	0	0	入札不調による手続きに日数を要したため
1	資本的支出	1	建設改良費	No.2汚水ポンプ修繕工事	53,383,000	0	53,383,000	0	50,700,000	2,683,000	0	0	交換部品が発生し、その納期に日数を要したため

議第４３号

羽島市公平委員会委員の選任について

羽島市公平委員会委員に次の者を選任したいので、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第９条の２第２項の規定により、議会の同意を求める。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

氏　　名	生 年 月 日	住　　所
河　出　弘　行	[redacted]	[redacted]

【提案理由】

現委員である松永清茂氏の任期が、令和７年９月２５日に満了することに伴い、新たに河出弘行氏を選任することについて、議会の同意を求めるものである。

議第４４号

羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、国との権衡を図るため、羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成７年羽島市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者（第１８条の３第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３　略 （妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等） 第１８条の２　任命権者は、羽島市職員の育児休業等に関する条例（平成４年	（介護休暇） 第１６条　介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者（第１８条の２第１項において「配偶者等」という。）で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、３回を超えず、かつ、通算して６月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 ２及び３　略

羽島市条例第２号）第２３条第１項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　申出職員の仕事と育児との両立に**資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置**

⑵　出生時両立支援制度等の請求、申**告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置**

⑶　羽島市職員の育児休業等に関する**条例第２３条第１項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置**

２　任命権者は、３歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、市の規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

⑴　対象職員の仕事と育児との両立に

資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置 ⑵　育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置 ⑶　対象職員の３歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置 ３　任命権者は、第１項第３号又は前項第３号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。	
（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１８条の３　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな	（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等） 第１８条の２　任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じな

ければならない。 ２　略 （勤務環境の整備に関する措置） 第１８条の４　略	ければならない。 ２　略 （勤務環境の整備に関する措置） 第１８条の３　略

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年１０月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第２条　任命権者は、施行日前においても、この条例による改正後の羽島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第１８条の２第２項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第４５号

羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第５号）の公布に伴い、羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

羽島市職員の育児休業等に関する条例（平成４年羽島市条例第２号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（部分休業をすることができない職員） **第１８条　略** ⑴　略 ⑵　勤務日の日数**を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。）** **（第１号部分休業の承認）** **第１９条　育児休業法第１９条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の承認は、３０分を単位として行うものとする。** **２　労働基準法第６７条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）**	**（部分休業をすることができない職員）** **第１８条　略** ⑴　略 ⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間**を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）** **（部分休業の承認）** **第１９条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、３０分を単位として行うものとする。** **２　労働基準法第６７条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）**

又は勤務時間条例第１６条の２の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第１号部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する第１号部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

（第２号部分休業の承認）

第１９条の２　育児休業法第１９条第２項第２号に掲げる範囲内で請求する同条第１項に規定する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の承認

又は勤務時間条例第１６条の２の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、１日につき２時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

３　非常勤職員に対する部分休業の承認については、１日につき、当該非常勤職員について１日につき定められた勤務時間から５時間４５分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第７６号）第６１条の２第２０項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、２時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

は、１時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第２号部分休業を承認することができる。

⑴　１回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき　当該勤務時間の時間数

⑵　第２号部分休業の残時間数に１時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき　当該残時間数

（育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間）

第１９条の３　育児休業法第１９条第２項の条例で定める１年の期間は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間）

第１９条の４　育児休業法第１９条第２項第２号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

⑴　非常勤職員以外の職員　７７時間３０分

⑵　非常勤職員　当該非常勤職員の勤務日１日当たりの勤務時間数に１０を乗じて得た時間 （育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情） 第１９条の５　育児休業法第１９条第３項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第２項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第３項の規定による変更（以下「第３項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。	
（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２０条　職員（会計年度任用職員を除く。）が育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業（以下「部分休業」という。）の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　略 （部分休業の承認の取消事由）	（部分休業をしている職員の給与の取扱い） 第２０条　職員（会計年度任用職員を除く。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第１３条の規定にかかわらず、その勤務しない１時間につき、同条例第１７条に規定する勤務１時間当たりの給与額を減額して支給する。 ２　略 （部分休業の承認の取消事由）

第２１条　育児休業法第１９条第６項において準用する育児休業法第５条第２項の条例で定める事由は、職員が第３項変更をしたときとする。	第２１条　第１４条の規定は、部分休業について準用する。
２　略	２　略

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和７年１０月１日から施行する。

（経過措置）

第２条　地方公務員の育児休業等に関する法律（平成３年法律第１１０号）第１９条第２項第２号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和８年３月３１日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の羽島市職員の育児休業等に関する条例第１９条の４の規定の適用については、同条第１号中「７７時間３０分」とあるのは「３８時間４５分」と、同条第２号中「１０」とあるのは「５」とする。

議第４６号

羽島市税条例の一部を改正する条例について

羽島市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和７年法律第７号）等の公布に伴い、羽島市税条例の一部を改正するものである。

羽島市税条例の一部を改正する条例

羽島市税条例（昭和３０年羽島市条例第３０号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（公示送達） 第１９条　法第２０条の２の規定による公示送達は、公示事項（同条第２項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の８第１項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を羽島市公告式条例（昭和２９年羽島市条例第１号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。	（公示送達） 第１９条　法第２０条の２の規定による公示送達は、羽島市公告式条例（昭和２９年羽島市条例第１号）第２条に規定する掲示場に掲示して行うものとする。
（納税証明事項） 第１９条の３　施行規則第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。	（納税証明事項） 第１９条の３　地方税法施行規則（昭和２９年総理府令第２３号。以下「施行規則」という。）第１条の９第２号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第５９条第１項に規定する検査対象軽自動車又は２輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。

（所得控除） 第３３条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。	（所得控除） 第３３条の２　所得割の納税義務者が法第３１４条の２第１項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第１項及び第３項から第１１項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が２，５００万円以下である所得割の納税義務者については同条第２項、第６項及び第１１項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。
（市民税の申告） 第３５条の２　第２４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において、給与所得	（市民税の申告） 第３５条の２　第２４条第１項第１号に掲げる者は、３月１５日までに、施行規則第５号の４様式（別表）による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第３１７条の６第１項又は第４項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から１月１日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において、給与所得

以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）、法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３５条の３の２第１項第３号及び第３５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３３条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非

以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第４８条の９の７に規定するものを除く。）、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の法第３１４条の２第１項第１０号の２に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。）若しくは法第３１４条の２第４項に規定する扶養控除額

の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第３１３条第８項に規定する純損失の金額の控除、同条第９項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第３３条の７第１項（同項第２号に掲げる寄附金（特定非

営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２５条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の⑵に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～１０　略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第３５条の３の２　略

⑴及び⑵　略

⑶　扶養親族又は特定親族の氏名

⑷　略

２～６　略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第３５条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。

営利活動促進法第２条第３項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第４項に規定する特例認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第６項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第２項の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第２５条第２項に規定する者（施行規則第２条の２第１項の表の上欄の⑵に掲げる者を除く。）については、この限りでない。

２～１０　略

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第３５条の３の２　略

⑴及び⑵　略

⑶　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名

⑷　略

２～６　略

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書）

第３５条の３の３　所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。

以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５２条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴及び⑵　略

以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第５２条の２に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。第２号において同じ。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に経由すべき所得税法第２０３条の６第１項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

⑴及び⑵　略

⑶　扶養親族又は特定親族の氏名	⑶　扶養親族＿＿＿＿＿＿の氏名
⑷　略	⑷　略
２～５　略	**２～５　略**
附　則	**附　則**
（加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例）	
第１４条の２の２　令和８年４月１日以後に第９０条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等（次項において「売渡し等」という。）が行われた加熱式たばこ（第９０条第１号オに掲げる加熱式たばこをいい、第９１条の２の規定により製造たばことみなされるものを含む。以下この条において同じ。）に係る第９２条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ（第９０条第１号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。）の本数によるものとする。	
⑴　葉たばこ（たばこ事業法第２条第２号に規定する葉たばこをいう。）を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ（当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則附則第８条の４の２に規定するところにより直接加熱すること	

によって喫煙の用に供されるものに限る。）　当該加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則附則第８条の４の３に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第３項までにおいて同じ。）の０．３５グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの１本当たりの重量が０．３５グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの１本をもって紙巻たばこの１本に換算する方法

⑵　前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ　当該加熱式たばこの重量の０．２グラムをもって紙巻たばこの１本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量が４グラム未満である場合にあっては、当該加熱式たばこの品目ごとの１個をもって紙巻たばこの２０本に換算する方法

２　前項の規定により加熱式たばこのうち同項第１号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第２号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ご

との数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 **３　前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの１個当たりの重量に０．１グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。** **４　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ（第９１条の２の規定により製造たばことみなされるものに限る。）のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。** ⑴　第１項第１号に掲げる加熱式たばこ**と併せて喫煙の用に供されるもの** ⑵　第１項第２号に掲げる加熱式たばこ**（第９１条の２の規定により製造たばことみなされるものを除く。）と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ（同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。）であって当該加熱式たばこのみの品目のもの**	

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和８年１月１日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

⑴　第１９条の改正規定（「第２条」を「第２条第２項」に改める部分に限る。）及び**第１９条の３の改正規定（「理由」を「事由」に改める部分に限る。）　公**

布の日

⑵　附則第１４条の２の２を加える改正規定及び附則第４条の規定　令和８年４月**１日**

⑶　第１９条及び第１９条の３の改正規定（第１号の改正規定を除く。）並びに次**条の規定　地方税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第１号）附則第１条第１２号に掲げる規定の施行の日**

（公示送達に関する経過措置）

第２条　この条例による改正後の羽島市税条例（以下「新条例」という。）第１９条の規定は、前条第３号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第３条　新条例第３３条の２及び第３５条の２第１項ただし書の規定は、令和８年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和７年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

２　令和８年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第３５条の２第１項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額（特定親族（同条第１項第１２号に規定する特定親族をいう。第３５条の３の２第１項第３号及び第３５条の３の３第１項において同じ。）（前年の合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）に係るものを除く。）」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

３　新条例第３５条の３の２第１項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第３５条の２第１項ただし書に規定する給与について提出する新条例第３５条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の羽島市税条例（以下「旧条例」という。）第３５条の２第１項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第３５条の３の２第１項及び第３項の規定による申告書については、なお従前の例による。

４　新条例第３５条の３の３第１項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和４０年法律第３３号）第２０３条の６第１項に規定する公的年金等（同法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第３５条の３の３第１項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第３５条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第４条　次項に定めるものを除き、附則第１条第２号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ（新条例附則第１４条の２の２第１項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。）に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

２　令和８年４月１日から同年９月３０日までの間に、羽島市税条例第９０条の２第１項の売渡し又は同条第２項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第９２条第１項の製造たばこの本数は、同条第３項及び新条例附則第１４条の２の２の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

⑴　羽島市税条例第９２条第３項の規定により換算した紙巻たばこ（新条例附則第**１４条の２の２第１項に規定する紙巻たばこをいう。次号において同じ。）の本数に０．５を乗じて計算した製造たばこの本数**

⑵　新条例附則第１４条の２の２の規定により換算した紙巻たばこの本数に０．５**を乗じて計算した製造たばこの本数**

３　前項各号に掲げる製造たばこの本数に１本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議第４７号

羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

【提案理由】

退職報償金の勤務年数区分に新たな区分を追加するため、羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正するものである。

羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成１７年羽島市条例第５４号）の一部を次のように改正する。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）<table><tr><th colspan="3">勤務年数</th></tr><tr><td>略</td><td>３０年以上
３５年未満</td><td>３５年以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td><td>２９６，０００円</td></tr></table></td><td>別表（第２条関係）<table><tr><th colspan="2">勤務年数</th></tr><tr><td>略</td><td>３０年以上</td></tr><tr><td>略</td><td>略</td></tr></table></td></tr>
</table>

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の羽島市非常勤水防団員に係る退職報償金の支給に関する条例別表の規定は、令和７年４月１日以後に退職した非常勤水防団員について適用し、同日前に退職した非常勤水防団員については、なお従前の例による。

議第４８号

令和７年度羽島市一般会計補正予算（第３号）

令和７年度羽島市の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２０，２１０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２６，７５４，３６９千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

第１表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		４，８５８，９１４	１，９６７	４，８６０，８８１
	2 国庫補助金	７８１，１１９	１，９６７	７８３，０８６
15 県支出金		２，３０７，８５１	１，０８２	２，３０８，９３３
	2 県補助金	５８６，４８８	１，０８２	５８７，５７０
18 繰入金		１，６９７，６４２	１７，１６１	１，７１４，８０３
	2 基金繰入金	１，６９１，６４１	１７，１６１	１，７０８，８０２
歳入合計		２６，７３４，１５９	２０，２１０	２６，７５４，３６９

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		3，123，377	13，640	3，137，017
	1 総務管理費	2，504，022	13，640	2，517，662
9 教育費		2，570，735	6，570	2，577，305
	1 教育総務費	474，513	6，570	481，083
歳出合計		26，734，159	20，210	26，754，369

第２表

債　務　負　担　行　為　補　正

（追加）　　（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　　度　　額
統合型校務支援システム初期構築委託料	令和８年度	１，８９９

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　歳入

（款）14 国庫支出金

（項）2 国庫補助金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
6 教育費国庫補助金	4,454	1,967	6,421	1 教育総務費補助金	1,967	公立学校情報機器活用支援体制整備費補助金 1,967(既決 0)
計	781,119	1,967	783,086			

（款）15 県支出金

（項）2 県補助金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
7 教育費県補助金	30,338	1,082	31,420	1 教育総務費補助金	1,082	学校内教育支援センター整備促進事業費補助金 1,082(既決 0)
計	586,488	1,082	587,570			

（款）18 繰入金

（項）2 基金繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明
				区　分	金　額	
1 基金繰入金	1,691,641	17,161	1,708,802	1 財政調整基金繰入金	17,161	財政調整基金繰入金　17,161(既決 994,976)
計	1,691,641	17,161	1,708,802			

2　歳出

(款) 2　総務費

(項) 1　総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
5 財産管理費	505,425	13,200	518,625				13,200	14 工事請負費	13,200	庁舎改修事業　13,200(既決 1,192)
7 企画費	5,400	440	5,840				440	11 役務費	440	
								手数料	440	羽島市街づくり推進事業　440(既決 4,820)
計	2,504,022	13,640	2,517,662				13,640			

(款) 9　教育費

(項) 1　教育総務費

目	補正前の額	補　正　額	計	補正額の財源内訳				節		説　明
				特定財源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地方債	その他				
5 教育支援センター費	142,237	6,570	148,807	3,049			3,521	12 委託料	6,570	教育支援センター事務経費　(既決 54,342) 学校情報機器等整備事業　6,570(既決 87,895)
計	474,513	6,570	481,083	3,049			3,521			

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

（追加）

（単位：千円）

事項	限度額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
						特定財源			一般財源
		期間	金額	期間	金額	国・県支出金	地方債	その他	
統合型校務支援システム初期構築委託料	1,899			令8	1,899				1,899

議第４９号

令和７年度羽島市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

令和７年度羽島市の国民健康保険特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ２９７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ６，７７８，２９７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

第１表

歳 入 歳 出 予 算 補 正

（歳　入）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
４県支出金		４，８９１，９０１	２９７	４，８９２，１９８
	１県負担金	４，８７３，６６２	２９７	４，８７３，９５９
歳入合計		６，７７８，０００	２９７	６，７７８，２９７

（歳　出）　　（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
１総務費		６０，２１７	２９７	６０，５１４
	１総務管理費	３１，２６５	２９７	３１，５６２
歳出合計		６，７７８，０００	２９７	６，７７８，２９７

歳入歳出補正予算事項別明細書

1　歳入

（款）4 県支出金

（項）1 県負担金

（単位：千円）

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説明	
				区　　分	金　額		
1 県負担金	4,873,662	297	4,873,959	1 保険給付費等交付金	297	特別交付金	297(既決 79,954)
計	4,873,662	297	4,873,959				

2　歳出
(款) 1　総務費
　(項) 1　総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補　正　額	計	補　正　額　の　財　源　内　訳				節		説　　明
				特　定　財　源			一般財源	区　分	金　額	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他				
1　一般管理費	31,265	297	31,562	297				12　委託料	297	総務事務経費　297(既決 25,553)
計	31,265	297	31,562	297						

議 第 50 号

令和7年度 羽島市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第 1 条　　令和7年度羽島市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入）

第 2 条　　令和7年度羽島市水道事業会計予算第4条に定めた資本的収入の予定額を次のとおり補正する。

（科目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収　　入		
第1款　資本的収入	64,420 千円	1,050 千円	65,470 千円
第2項　補助金	0 千円	1,050 千円	1,050 千円

令 和 7 年 6 月 5 日　提　出

羽 島 市 長　松 井　聡

令和 7 年度　羽島市水道事業会計補正予算実施計画

資本的収入

収　　入　　(単位:千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備　　考
1. 資 本 的 収 入			64,420	1,050	65,470	
	2. 補　助　金		0	1,050	1,050	
		1. 国 庫 補 助 金	0	1,050	1,050	既決予定額　補正予定額　計 国庫補助金　0　1,050　1,050

令和７年度　羽島市水道事業予定キャッシュ･フロー計算書

（令和７年４月１日から令和８年３月３１日まで）

（単位　　円）

１．業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	5,580,925
減価償却費	331,404,000
貸倒引当金の増減額（減少は△）	2,262,000
賞与引当金の増減額（減少は△）	589,000
長期前受金戻入額	△ 92,012,000
受取利息及び配当金	△ 1,162,000
支払利息	3,997,000
固定資産除却費	10,000,000
未収金の増減額（増加は△）	△ 5,111,508
貯蔵品の増減額（増加は△）	△ 5,832,200
未払金の増減額（減少は△）	3,388,183
小計	253,103,400
利息及び配当金の受取額	1,162,000
利息の支払額	△ 3,997,000
業務活動によるキャッシュ・フロー	250,268,400
２．投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 506,285,842
国庫補助金の受入による収入	954,545
負担金の受入による収入	65,880,278
負担金の返還による支出	△ 232,728
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 439,683,747

３．財務活動によるキャッシュ・フロー	
建設改良企業債の償還による支出	△ 58,450,000
リース債務の返済による支出	△ 374,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 58,824,000
４．資金増加額(減少は△)	△ 248,239,347
５．資金期首残高	577,822,027
６．資金期末残高	329,582,680

令和7年度　羽島市水道事業予定貸借対照表

（令和8年3月31日）

資 産 の 部

	円	円	円	円
1. 固 定 資 産				
(1) 有形固定資産				
イ 土 地		110,034,932		
ロ 建 物	270,100,971			
減価償却累計額	△ 133,643,182	136,457,789		
ハ 構 築 物	13,728,559,722			
減価償却累計額	△ 5,871,667,680	7,856,892,042		
ニ 機械及び装置	1,699,449,409			
減価償却累計額	△ 1,153,779,047	545,670,362		
ホ 車両運搬具	10,599,668			
減価償却累計額	△ 9,338,775	1,260,893		
ヘ 工具、器具及び備品	13,307,980			
減価償却累計額	△ 3,301,196	10,006,784		
ト リース資産	4,809,400			
減価償却累計額	△ 289,000	4,520,400		
チ 建設仮勘定		0		
有形固定資産合計			8,664,843,202	
(2) 無形固定資産				
イ 電話加入権		100,000		
無形固定資産合計			100,000	
(3) 投資その他の資産				
イ 投資有価証券		100,000,000		

	円	円	円	円
ロ 破産更生債権等	11,745,052			
貸倒引当金	△ 11,745,052	0		
投資その他の資産合計			100,000,000	
固定資産合計				8,764,943,202
2. 流動資産				
(1) 現金預金			329,582,680	
(2) 未収金		113,348,466		
貸倒引当金		△ 5,170,452	108,178,014	
(3) 貯蔵品			16,231,119	
流動資産合計				453,991,813
資産合計				9,218,935,015
負債の部				
3. 固定負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		457,348,401		
企業債合計			457,348,401	
(2) リース債務			4,041,079	
固定負債合計				461,389,480
4. 流動負債				
(1) 企業債				
イ 建設改良費等の財源に充てるための企業債		55,604,652		
企業債合計			55,604,652	
(2) リース債務			394,321	
(3) 未払金			69,148,968	
(4) 引当金				
イ 賞与引当金		7,854,000		
引当金合計			7,854,000	
(5) その他流動負債			581,004	
流動負債合計				133,582,945

	円	円	円	円
5. 繰延収益				
(1) 長期前受金			4,347,770,074	
長期前受金収益化累計額			△ 2,313,320,408	
繰延収益合計				2,034,449,666
負債合計				2,629,422,091
資本の部				
6. 資本金				6,292,244,676
7. 剰余金				
(1) 利益剰余金				
イ 建設改良積立金		84,970,302		
ロ 当年度未処分利益剰余金		212,297,946		
利益剰余金合計			297,268,248	
剰余金合計				297,268,248
資本合計				6,589,512,924
負債資本合計				9,218,935,015

令和7年度　注　記

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1)固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定額法

主な耐用年数

建物	13年～45年
構築物	10年～50年
機械及び装置	6年～20年
車両運搬具	4年
工具、器具及び備品	5年～10年

ロ. リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用している。

(2)引当金の計上方法

イ. 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、実績率等による回収不能見込額を計上している。

ロ. 退職給付引当金

本市が加入する岐阜県市町村職員退職手当組合に対して拠出する組合負担金のうち、積立金の不足等に応じて発生する追加的な費用負担についてはその全額を一般会計が負担するため、退職給付引当金は計上していない。

ハ. 賞与引当金

職員の期末手当・勤勉手当の支給及びこれに伴う法定福利費の支出に備えるため、当事業年度末における支給見込額に基づき、当事業年度の負担に属する額を計上している。

(3)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

2．予定キャッシュフロー計算書等に関する注記

重要な非資金取引

当年度、新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産の額は4,809,400円で、負債の額は4,809,400円である。

3．セグメント情報に関する注記

当市の水道会計は水道事業のみの単一セグメントであるため、記載を省略している。

4. リース契約により使用する固定資産に関する注記
リース取引の処理方法
リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。
リース料総額が300万円未満のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っている。

5. その他の注記
(1) 賞与引当金の目的使用による取り崩し
令和7年度の期末手当・勤勉手当を支給するため、賞与引当金　7,265千円を取り崩す見込みである。

議第５１号

動産の取得について

次のとおり動産を取得したいので、羽島市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年羽島市条例第２号）第３条の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

１	動産の名称	災害対応特殊救急自動車　１台
２	取得の目的	救急自動車の更新
３	取得の方法	指名競争入札
４	取得の金額	金３３，３７１，２５０円
５	取得の相手方	岐阜市東興町１番地 岐阜日産自動車株式会社　法人営業室 室長　馬場　義幸

議第５２号

市道路線の変更について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第２項の規定により、次の市道路線を変更したいので、同条第３項において準用する同法第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

市道路線変更調書

路線番号	路線名称	起点 終点	区域変更前後の別	参考延長(m)	備考
08 - 3 - 051	小荒井1丁目 3号線	足近町小荒井1丁目 43 番 1 地先 正木町須賀字中畑 1823 番 地先	前	166.0	
		足近町小荒井1丁目 43 番 1 地先 足近町小荒井1丁目 35 番 地先	後	102.6	

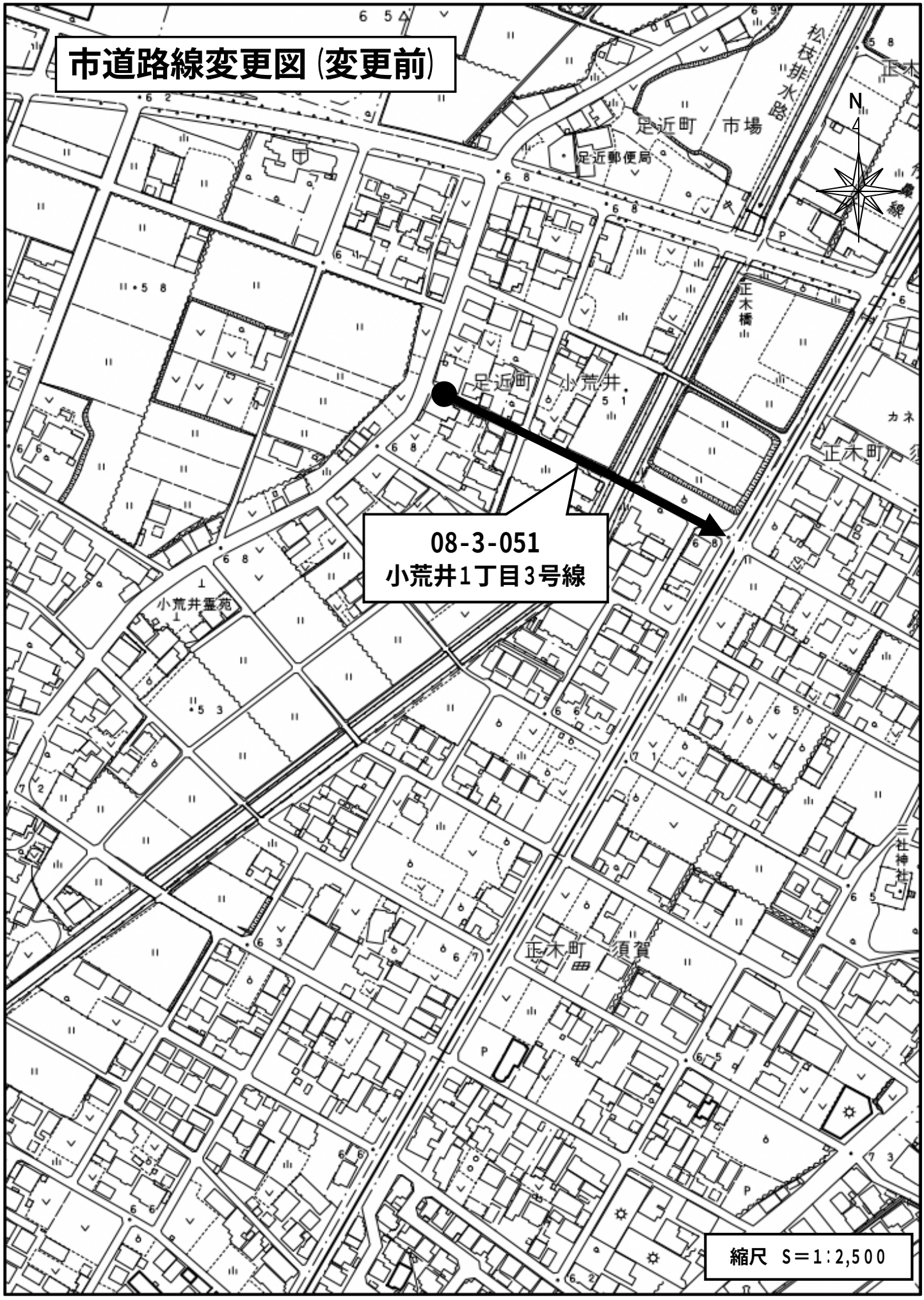
市道路線変更図（変更前）
N
足近町
市場
足近郵便局
松枝排水路
正木橋
足近町
小荒井
正木町
08-3-051
小荒井1丁目3号線
小荒井霊苑
正木町
須賀
三社神社
縮尺　S＝1：2,500

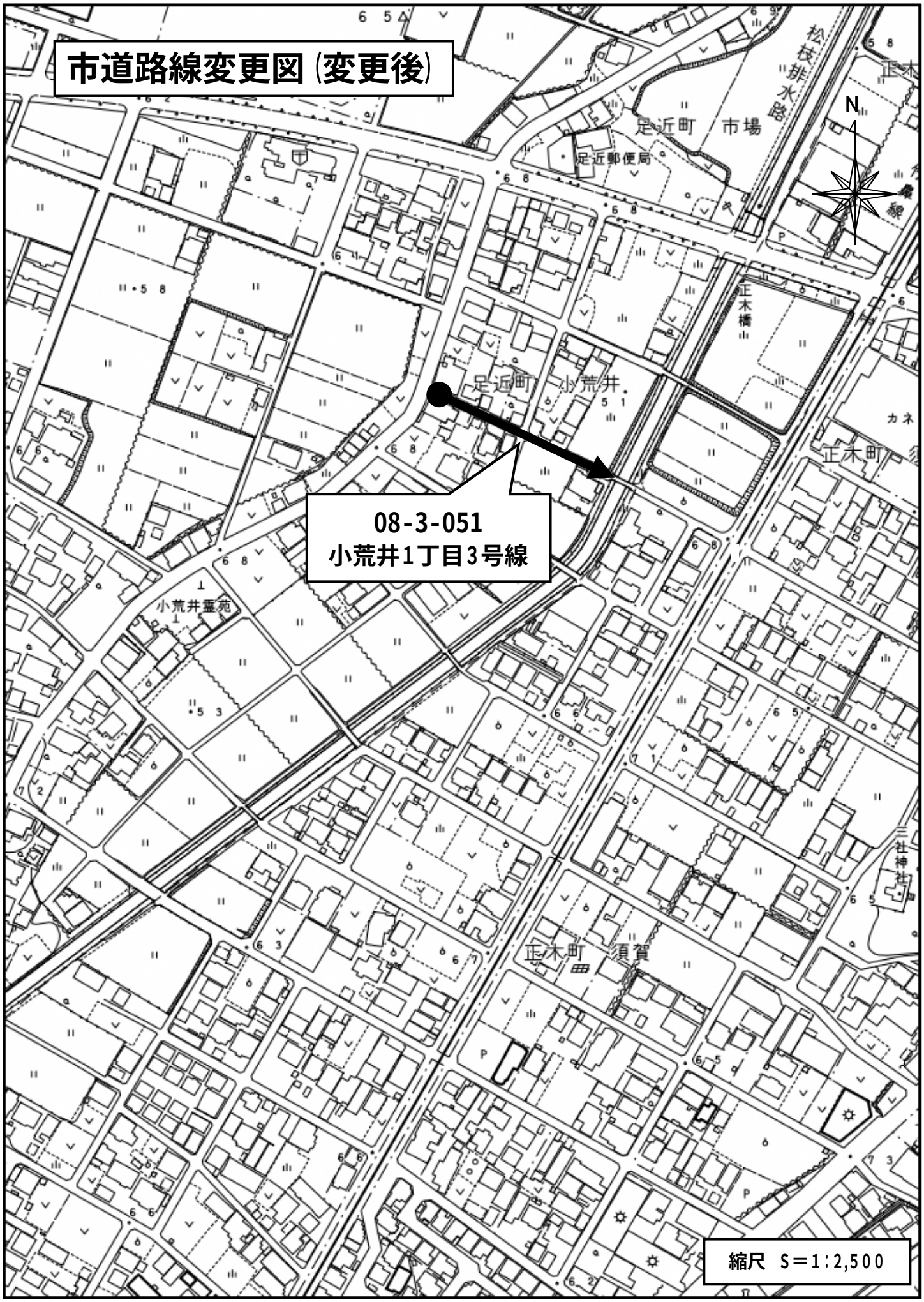
市道路線変更図（変更後）
N
08-3-051
小荒井1丁目3号線
縮尺　S＝1：2,500
足近町
市場
足近郵便局
松枝排水路
正木橋
小荒井
正木町
須賀
小荒井霊苑
三社神社

議第５３号

市道路線の認定について

道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第１項の規定により、次の路線を市道として認定したいので、同条第２項の規定により、議会の議決を求める。

令和７年６月５日提出

羽島市長　松　井　　聡

市道路線認定調書

路線番号	路線名称	起点 終点	重要な経過地	参考 延長(m)
07 - 3 - 275	矢熊 6 号 線	竹鼻町狐穴字矢熊 1444 番 1 地先 竹鼻町狐穴字矢熊 1444 番 6 地先		51.1
08 - 3 - 319	須賀 51 号 線	正木町須賀字中畑 1782 番 地先 正木町須賀字中畑 1782 番 地先		54.4

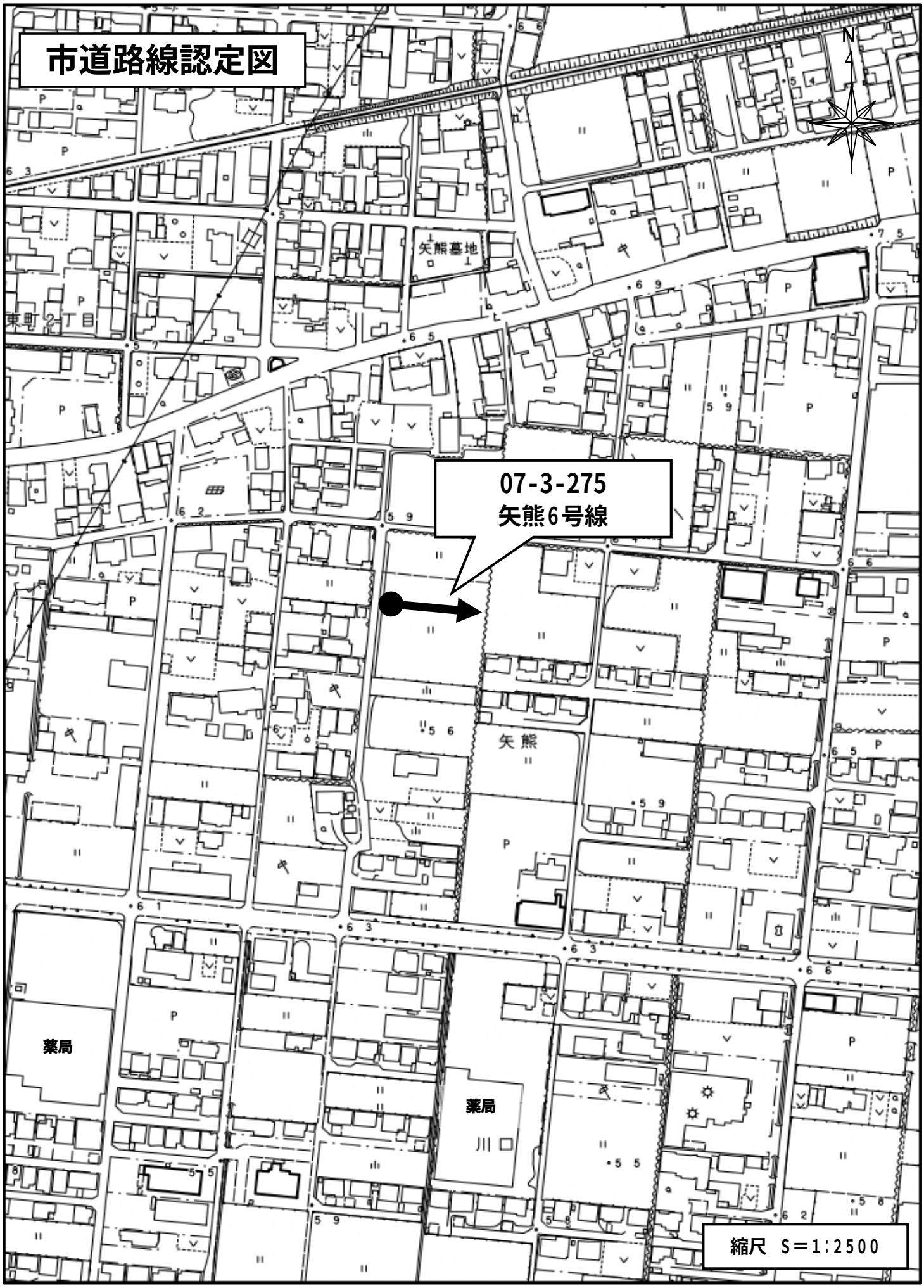
市道路線認定図
N
矢熊墓地
東町2丁目
07-3-275
矢熊6号線
矢熊
薬局
薬局
縮尺　S＝1:2500

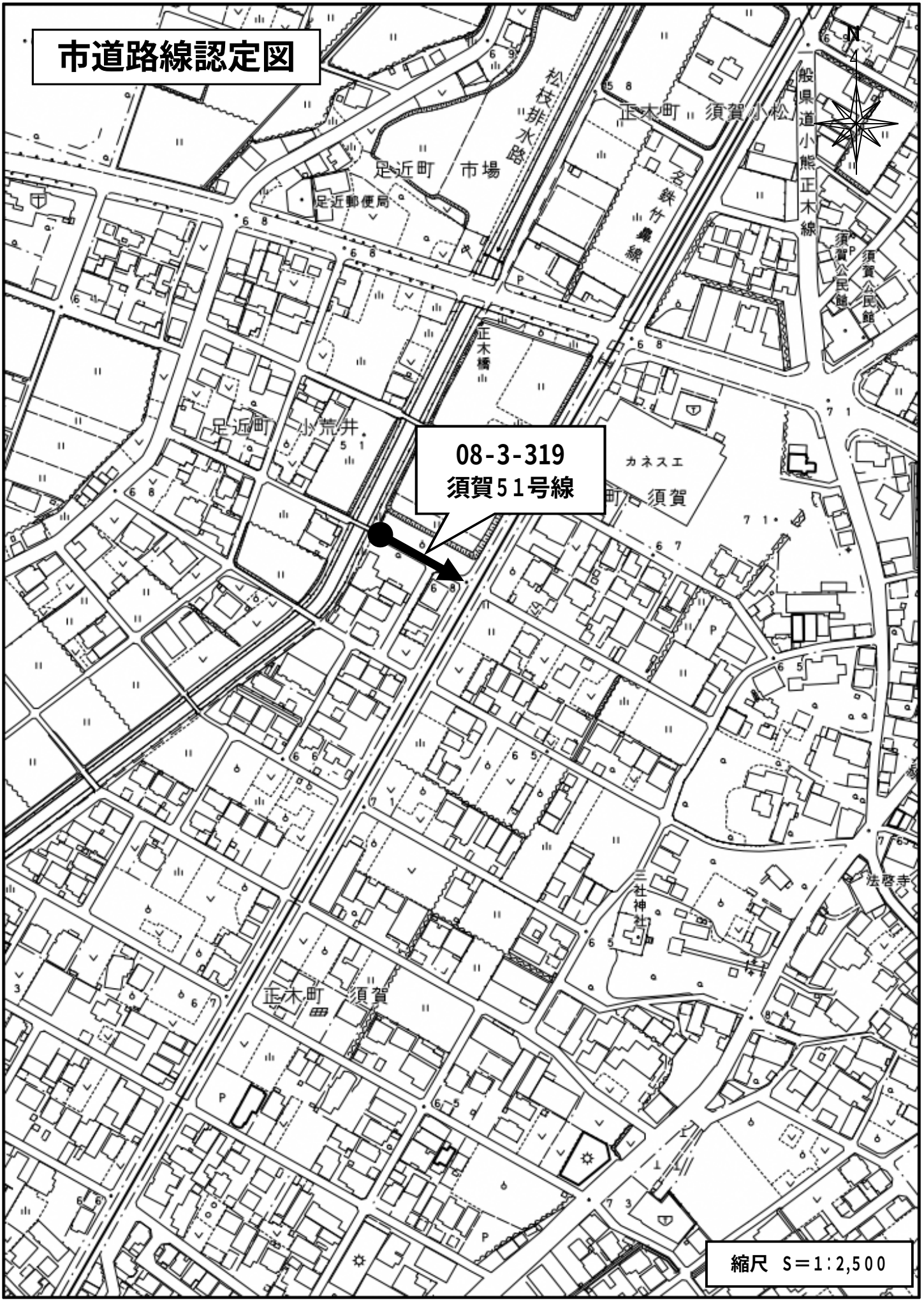
市道路線認定図
08-3-319
須賀51号線
縮尺 S＝1：2,500
N
正木町 須賀小松
一般県道小熊正木線
松枝排水路
足近町 市場
足近郵便局
名鉄竹鼻線
須賀公民館
正木橋
足近町 小荒井
カネスエ
須賀
三社神社
法啓寺
正木町 須賀